

市町村別がん検診プロセス指標の公表について

1 プロセス指標の公表について

市町村からの報告を基に、各市町村の受診率、精検受診率、要精検率、がん発見率、陽性反応適中度のプロセス指標値5種類を集計しました。平成26年度（平成23年度分の結果）から当部会において検討し、県ホームページにおいて結果を公表しています。今年度は平成26年度分の結果について検討を行います。

2 平成26年度分の調査結果について

県全体の指標値は、平成20年3月の厚生労働省報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」の許容値を概ね満たしていますが、一部、許容値に達していない項目もあります。引き続き、精度管理の向上に取り組んでいく必要があります。なお、市町村別の指標値は、資料2-2のとおり。

		要精検率 (%)	精検受診率 (%)	がん発見率 (%)	陽性反応 適中度 (%)
胃がん	許容値	11.0%以下	70%以上	0.11%以上	1.0%以上
	H26年度	8.62	82.1	0.133	1.54
	H25年度	8.44	83.3	0.149	1.76
大腸がん	許容値	7.0%以下	70%以上	0.13%以上	1.9%以上
	H26年度	9.26	56.1	0.187	2.02
	H25年度	8.86	54.0	0.204	2.30
肺がん	許容値	3.0%以下	70%以上	0.03%以上	1.3%以上
	H26年度	2.07	75.6	0.036	1.74
	H25年度	2.14	73.9	0.034	1.58
乳がん	許容値	11.0%以下	80%以上	0.23%以上	2.5%以上
	H26年度	5.87	88.3	0.224	3.82
	H25年度	6.31	86.5	0.207	3.28
子宮頸 がん	許容値	1.4%以下	70%以上	0.05%以上	4.0%以上
	H26年度	1.64	74.9	0.033	2.03
	H25年度	1.48	73.6	0.034	2.33

<参考：受診率の算出方法について>

・現状のがん検診受診率は、「国民生活基礎調査」、「地域保健・健康増進事業報告」、「推計対象者を基にした受診率」が用いられていますが、それぞれ算定方法が異なり、報告内容及び公表方法も異なります。

・本調査結果では、市町村間での受診率比較評価の際に用いられる「推計対象者数を基にした受診率」（以下の式により算出される人数を「推計対象者」として用いる方法）により算定しています。

40 歳以上（子宮頸がん検診は 20 歳以上）・男女ごとに、以下の計算式で算出した人数を「推計対象者数」とする。各係数は直近の国勢調査において報告された人数を用いる。

$$\text{算出式 } \boxed{\text{推計対象者数}} = \boxed{\text{市区町村人口}} - (\boxed{\text{就業者数}} - \boxed{\text{農林水産業従事者}})$$

(厚生労働省健康局総務課長通知（平成 21 年 3 月 18 日付健総発 0318001 号）より)

今後の市町村におけるがん検診の受診率の算定方法については平成 28 年 11 月 30 日付け健が発 1130 第 1 号通知により以下の考え方が示されています。

(通知抜粋)

国の「がん検診受診率等に関するワーキンググループ」において、市町村間で比較可能ながん検診受診率算定方法について議論を行った結果、

- ・地域保健・健康増進事業報告における受診率の対象者は、本来住民全体であるが、自治体が独自に設定している場合があり、これを住民全体に統一するべきである。
 - ・市町村がん検診の受診状況を比較するための指標は、「国民健康保険の被保険者数」を分母とし、「国民健康保険の被保険者のうち市町村事業におけるがん検診を受診した者」を分子とした値とすることが現時点においては妥当である。
- との意見が取りまとめられました。

これを踏まえ、今後の地域保健・健康増進事業報告における対象者及び報告事項につきまして、下記のとおりとします。

記

1. 平成 28 年度以降の地域保健・健康増進事業報告におけるがん検診受診率の対象者については、市町村の住民全体とすること。
2. 平成 30 年度以降の地域保健・健康増進事業報告におけるがん検診の対象者については、対象者となる住民全体のうち国民健康保険の被保険者の数を併せて報告し、がん検診の受診者については、受診者のうち国民健康保険の被保険者の数を併せて報告すること。